

国土交通省	自動車事故対策機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 被害者援護業務	-	-	-	-	-
02 安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。	2a	適性診断事業及び指導講習事業については、平成22年6月30日付で安全指導業務の実施に関する民間参入の促進について、自動車運送事業者団体に対し通知、公表したが、これ以降平成23年9月1日現在、新たに5事業者が適性診断事業に参入している。 今後は、適性診断事業について、更に民間参入を拡大するための目標を策定するとともに、両事業について、参入の可能性がある事業者団体に対する通知の発出、説明会の実施、参入手続きの整備等を行う。 まずは参入手続きの整備として、民間事業者がより参入し易くなるなどの省令改正等を行うこととし、改正等のためのパブリックコメントを実施したところである。 今後、省令改正等を行うとともに、23年度末までに全国9ブロックにおいて、自動車運送事業者等に対する説明会を実施する。
03 自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の可否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。	2a	平成23年度に、試験の技術的な実施可能性や評価結果等への施設の影響などの課題等を検討しつつ、交通安全環境研究所の施設改修の可否について結論を得る予定としている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04 事務所等の見直し	支所の合理化	22年度以降実施	経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。	2a	i-NATS（ネットワーク端末機）の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所賃借料の値下げ交渉等を実施することで賃借料の削減を図っており、22年度決算において対前年度決算比で、95,209千円、1,346㎡削減した。